

経営会議の内容

件 名	大和州市税条例の一部改正（固定資産税の家屋に係るわがまち特例を規定）について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成27年 7月17日（金） 9：40 ～ 10：00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、収納課長、資産税課長、市民税課長、高齢福祉課長、街づくり総務課長
提 出 理 由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の住まいの一つの要素であるが、登録や指導など、県の所管となっており、市が積極的に関与できるものではない。現状として、当該住宅の入居率は78%で、供給は充足しているので、これまでと同様の減額割合で問題ないとする。 ・団塊の世代が後期高齢者に達する2025年問題を見据えたうえでも、同様の基準でよいと考えているか。また、当該住宅の設置にあたって、誘導策をとるのではなく、民間資本に任せるという理解でよいか。 （関連部）当該住宅は、高齢者の賃貸住宅にデイサービスなどが併用されているものであるが、課題等も指摘されており、現状すぐに推進していくということは考えていない。整備については、本市のポテンシャルを考えると、今後も増えていくものと見込んでおり、市としては、情報提供という形で市民に示していく。 ・固定資産税の家屋に係るわがまち特例の規定は初めてとのことだが、家屋は賦課課税であるため、課税誤りを起こさないよう、何らかのシステムや仕組みは考えているか。 （所管部）当該住宅の登録は県が行うが、健康福祉部と連携をとり、誤りのないように対応していく。 ・当該住宅の中で生活保護受給者を対象としている施設はあるか。また、生活保護を受けている入居者には住所地特例が適用されるか。 （関連部）なごやかレジデンス西鶴間となごやかレジデンス高座渋谷においては、生活保護受給者も対象となるものと把握している。生活保護についても、介護保険に準じて住所地特例の対象として扱うので、当該住宅に住民票を移したとしても、元の住所地の自治体が費用負担することとなる。 ・住所地特例があるとはいえ、当該住宅が増えると生活保護受給者を呼び込むことになるのではないかと。市内在住者の入居を優先したり、建設を規制したりするような方法はとれないのか。 （関連部）通常の賃貸住宅なので、市内・市外に関わらず、空いていればだれでも入居できる。また、建設を規制することも困難である。 ・当該住宅は、高齢者の住まいとして有効な側面がある一方で、厚労省や国交省が問題点の指摘をはじめている部分もあるので、国の方向性や運用の実態などに注視していく必要があると考える。
会議結果	案のとおり、進めていく。